

栃木市立国府南小学校 いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が「いじめは人として決して許されない行為である。しかしながらどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。」という認識をもち、児童の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として「いじめ対策委員会」を位置づけ、保護者、地域、関係諸機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期解決に向け組織的に対応します。

また、本基本方針には「国府南小学校 いじめ防止基本方針実践のための具体策」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めます。

1 いじめの未然防止に向けて

- 児童一人一人が意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導の充実」に努めます。
- 児童一人一人に豊かな心を育み、道徳性を身につけさせる教育活動を実践し、「相手を思いやる心」「いじめを許さない心」「生命尊重の精神」を育成します。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。

2 いじめの早期発見に向けて

- いじめは大人が気付きにくく、判断しにくい状況で行われることを全教職員が強く認識します。
- 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さないように努めます。
- いじめの疑いがあることを認識した場合は、一人の職員で抱え込むことのないよう、組織的な対応を図ります。
- 日頃から児童との信頼関係を深め、児童が何事も相談しやすい雰囲気・体制づくりに努めます。
- 保護者、地域との連携を図り、情報の共有に努めます。
- 児童と保護者からのいじめの相談・通報の窓口を明確にします。

3 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている児童を徹底して守り通し、安心・安全を確保します。
- いじめられている児童や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがある事を認識した場合には、その場でその行為をやめさせたことのみで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的な対応を図ります。
- いじめた児童には、自らの行為の責任を自覚させ、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、二度といじめを繰り返すことのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織としての説明責任を果たしつつ、学校と保護者が協力していじめの解決に向け取り組めるよう努めます。

国府南小学校 いじめ防止基本方針実践のための具体策

1 いじめの未然防止に向けて

(1) いじめに対する教職員の意識の高揚及び指導力の向上

- ① いじめ防止に関する研修を年間計画に位置づけて実施
- ② 職員人権研修の実施（人権週間に合わせて11月に実施）
- ③ 人権教育に関わる授業研究会の実施、校外研修会への参加

(2) 人権教育の充実

- ① 人権週間の実施（11月末～12月）
 - ・人権に関する標語の作成・掲示
 - ・人権に関する作文の発表
 - ・登校班ごとのあいさつ運動の実施
 - ・人権に関わるビデオの視聴
- ② 児童が主体的に議論し実践する場の確保
 - ・学級活動や朝の会・帰りの会等での「ふわふわ言葉カード」の活用など、互いに気持ちよく過ごすための言葉遣いの認識・実践

(3) 道徳教育の充実

- ① 道徳的実践力を培う授業の実践
 - ・いじめ防止や生命尊重をねらいとした道徳の授業や取組の実践
- ② 地域人材、体験活動を取り入れた指導の実践をして、「心の教育」の充実を図る。
 - ・とちぎ未来アシストネットの推進
 - ・地域施設訪問（星風会・なすびの里）、クリーン作戦の実施 等

(4) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

- ① 児童相互の信頼関係を育む活動
 - ・「ありがとうの木」の有効活用
 - ・帰りの会での友達のよいところ発表 等
- ② 一人一人が活躍できる場の設定
 - ・「なかよし班活動」での異学年交流
 - ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ③ 下記の児童を含め、特に配慮が必要な児童への日常的な支援
 - ・発達障がいを含む、発達障がいのある児童
 - ・外国から帰国した児童
 - ・外国人の児童
 - ・国際結婚の保護者を持つ児童
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - ・東日本大震災等に被災した児童
 - ・原子力発電所事故により避難している児童

(5) 分かりやすい授業の実施

- ① 児童に基礎・基本の定着を図ると共に、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ② 個に応じた授業の実践に努めるとともに、個別支援の充実を図る。

(6) 情報機器の適切な使い方の指導

- ① 児童一人ひとりに対して、情報機器（ゲーム機を含む）の利便性と危険性を正しく理解させ適切な使い方を指導する。
- ② ネットいじめを防ぐため、インターネットや携帯電話、スマートフォン等の危険性を周知し、「携帯電話はもたせない」指導を行い、保護者の協力を得る。

2 いじめの早期発見に向けて

(1) 教育相談の充実

担任によるふれあい面談とアンケートの実施 年2回（6月、10月）

(2) いじめ相談体制の確立

- ① 養護教諭やスクールカウンセラーと情報を共有できる体制の確立
- ② いじめ相談窓口（教頭）の設置と保護者への周知

(3) 児童指導の充実

- ① 日常の児童観察を重視
 - ・教職員が、児童と共に過ごす機会の設定
- ② 児童の問題行動等の迅速な共有
 - ・朝の打合せや職員会議で児童の様子や問題行動等を伝達し、全職員で情報を共有

3 いじめの早期解決に向けて

(1) いじめ対策委員会による調査

いじめ対策委員会（校長・教頭・教務主任・児童指導主任・学習指導主任・当該学級担任・養護教諭）が中心になり、問題のある児童への聴取や緊急アンケート等を実施し、事実関係について迅速かつ的確に調査する。

(2) 保護者への対応

- ① いじめの事実を確認した場合、双方の保護者に速やかに事実を報告する。
- ② いじめられた児童の保護者への支援については、徹底して守り通すことを伝える。
- ③ いじめた児童の保護者には、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と連携した対応を求める。

(3) 児童への対応

- ① いじめられた児童には、徹底して守り通す事を伝え、できる限り不安を除去するための指導に徹する。
- ② いじめた児童には、自らの行為の責任を自覚させつつ、その児童が抱えた問題や背景にも目を向けて指導する。また、いじめた行為を十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・助言にあたる。
- ③ いじめを見ていた児童（観衆・傍観者）に対しては、いじめを自分の問題として捉えさせ、い

じめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育てる指導を行う。

(4) 地域や家庭・関係諸機関との連携

- ① 学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し、「学校いじめ防止基本方針」を周知する。
- ② 地域団体と連携を図り、登下校時における見守り活動やあいさつ運動を実施し、児童の見守り体制を整備する。
- ③ インターネット上の不適切な書き込み等については、管理者やプロバイダに対して速やかに削除依頼をするなど必要な措置を講じたり、必要に応じて法務局等の人権擁護機関や警察に協力を求める。
- ④ 学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも理解を求める。
- ⑤ いじめの背景は、児童や家庭の問題、学校の問題等様々であることから、いじめの解決に向けて、その保護者や、必要に応じて教育委員会、関係機関、団体等との連携を図る。
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会に報告するとともに直ちに栃木警察署に通報し、適切な援助を求める。

(5) いじめの解消について

- ① いじめが「解消している」状態とは、以下の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ・いじめに係る行為が、少なくとも3か月は止んでいる状態が継続している。
 - ・いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められる。
- ② いじめが解消に至っていない段階では、いじめられている児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保する。
- ③ いじめが解消に至るまでいじめられている児童の支援が継続できるよう、対処プランを策定し、確実に実行する。
- ④ いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

(6) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の検証

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく実施状況を学校評価の項目に位置付け、目標の達成状況を評価する。
- ② 評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。